

三芳町子どもの権利に関する条例(案)に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたので、お知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町子どもの権利に関する条例(案)		
担当課：こども支援課	メールアドレス： kodomo@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	3件(うち同一の意見 0 件)	
対応状況	下記のとおりと致します。	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
意見1 日本が「子どもの権利条約」を批准してから、多くの時間を要しましたが、少しずつでも子どもに関する施策が重要視されるようになり、三芳町でも条例の制定に動き出したことは、喜ばしいことです。条例は、大人がつくる約束事ですが、子どもたちの意見を聞き取り、理解し、条例案に示したことは、とてもいいと思いました。この条例案を審議する場面では、子どもの目線で、子どもの立場に立って審議して欲しいです。また、大人のみなさんが、「子どもの権利条約」の意味、それを受けて町が定める「条例」の意味を粘り強く知らせ、理解してもらうことが大事だと思います。学校教育を通して児童生徒に教えることは言うまでもありません。子どもを真ん中にして、大人が力を尽くす町づくりのひとつの力になることを期待します。	ご意見ありがとうございます。	本条例の理念にもとづき、こども政策を推進してまいります。
意見2 第1章 総則(目的) 第1条の最後の文書「子どもにやさしいまちを実現することを目的とする。」とあるが、まちづくりが目的ではないので、最後は「子どもの権利の保障を図ることを目的にする。」とするのが妥当である。まちづくりはあくまでも手段なので、文書の途中	原案のとおりとします。	「子どもにやさしいまち」とは、「児童の権利に関する条約」に規定される権利が子どもに保障されているまちで、条約の一般原則が子どもに保障されていることを基本とし、条約を自治体の条例や政策等に位置付けているまちと考えます。本条例の理念にもとづき、こども政策を推進することが「子どもにやさしいまち」につながるもの

<p>に入れば良い。</p> <p>第2章第3条(守られる子ども大切な権利) 子どもの権利についての記載内容があまりにも大雑把すぎる。 (1)命が守られ成長できること「子どもはその命が守られ、愛情をもって生まれ、成長や発達に最大限保障される。」とあるが、具体的にどう守られるのか、全く記載がない。敢えて詳細に明記しない事により、解釈で柔軟に運用する狙いなのかもしれないが、読み手による違いが出てしまう恐れがあるので、運用に支障があるので、どんな権利があり、何が保障されるのか、しっかり明記すべきである。 (4)子どもの意見が尊重されることの最後の文章で、「～また、その意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて十分に尊重される。」とあるが、「程度に応じて」という表現が気になる。年齢が低かったら、発達が遅れていたら、対応が変わるの?というイメージが湧いてしまう。年齢や発達に合わせた適切な対応します、というように文言を変えた方が良いのでは。</p> <p>第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと、(～役割)は全て責務にした方が良くと思います。</p> <p>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進(意見表明及び参画の促進)は「子どもの意見表明及び参加の促進」にした方が良く。また、第12条に「意見を表明しやすい環境の整備に努める。」とあるが、具体的な内容に触れていない。いつ、どこで、どの</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>※以下のとおり一部修正します。 第3条(4)「～、その意見がその子どもの年齢、発達及び状況に応じて、十分に尊重される。」</p> <p>原案のとおりとします。</p> <p>原案のとおりとします。</p>	<p>とご理解ください。</p> <p>本条例は、「児童の権利に関する条約」に基づいた基本理念を示した条例です。そのため、普遍的な文言を使用し、具体的な施策については、今後検討してまいります。</p> <p>他の序文とも整合性を図り、一部修正します。</p> <p>第3章は、定義された大人がどのような役割を果たすかを規定しております。義務と努力義務の対象が異なるため、個別の題名は文言をそろえました。章では「大人がしなければならないこと」と大きくその責務としてまとめられています。</p> <p>子どもの意見を聴き、反映していくために、子どもたちには、立案や実施、評価といったまちづくりに主体性をもって加わってもらうことを想定しています。本条例は、「児童の権利に関する条約」に基づいた基本理念を示した条例です。そのため、普遍的な文言を使用し、具体的</p>
---	--	---

<p>ように意思表示できるのか、子ども会議等を開催するのか、明記してほしい。</p> <p>(権利の侵害からの相談と救済)についても体制を整備するとあるだけで、具体的な内容が無い。内容が決まってないから無い物は書けないなら、決まり次第明記しますとすべき。</p> <p>第5章 施策の推進(計画の策及び検証)第16条第2項の最後に「定期的にその効果を検証し、その結果を公表する。」とあるが、定期的とは毎年なのか、期間がはっきりしていない。また、効果を検証するのが町のようなが、身内でしっかり検証できるのだろうか?</p> <p>第17条第2項で、「～子どもが意見を表明し、参画する場として、子どもによるまちづくりのための会議を置くことができる。」とあるが、先にも書いたように、この子どもの会議は、どのような手順で開催されるのか、具体的な内容が無いので、子ども会議を開催したくてもやり方が不明で、このままでは結局誰もやらないと思う。もう少し具体的にしたい。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>な施策については、今後検討してまいります。</p> <p>具体的な施策に対する評価方法については、今後検討してまいります。</p> <p>なお、子どもによるまちづくりのための会議の設置については、逐条解説でご説明しているのとおり、別途要綱で定めてまいります。</p>
<p>意見3</p> <p>前文 子どもの権利をうたう条例として、前文が町のことから始まる構成には疑問があります。ほかの地方自治体の例では、武蔵野市や葛飾区では、子ども自身を中心に据えた言葉で始まっており、より子どもの権利に焦点が当てられています。町の話が最初に来ることで、子ども権利が主題からややぼやける可能性があります。その点、葛飾区の権利条例の前文は簡潔です。三芳町の自然や文化に触れるのは、権利を保障するための地域的背景として、簡潔に文末に概要を述べる位置づけが良いでしょう。</p> <p>前文1段落目 子どもの</p>	<p>原文のとおりとします。</p> <p>原案のとおりとします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。前文は「児童の権利に関する条約」を踏まえ、町の未来を担う子どもたちへの想いを込めたものです。また、子どもまちづくり会議において、子どもたちからの意見を反映したものとなります。</p> <p>再掲となりますが、前文は</p>

<p>権利をうたい、町や大人の義務を課す権利条例において、前文で「子どもにやさしいまちであってほしいと願っています」では責任主体が曖昧で他力本願な印象を与えます。より主体的で具体的な表現が望ましいです。「子どもたちが今を幸せに生き、将来に夢と希望を持てるまちにしていきたい」というような、町が積極的に取り組む姿勢を明確に示すことが必要です。</p>		<p>「児童の権利に関する条約」を踏まえ、町の未来を担う子どもたちへの想いを込めたものです。施策については、第4章に規定しております。</p>
<p>前文2段落目 条例案の記述に関して、「三芳町の自然・歴史・文化に誇りを持つ」という部分は理想的ではあるものの、子どもの権利とは直接関係が薄く、条文として適切か疑問があります。また、「持続可能な未来のために考え行動する力が必要」とする文言は、子どもに特定の価値観を強要するように受け取られる可能性があり、権利の尊重を前提とした条例にふさわしい表現ではないと考えます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>ご意見として承りました。子どもまちづくり会議において三芳町らしさや条例に盛り込みたいことの意見聴取を行いました。その意見を反映するとともに、町の想いと合致していると考えております。</p>
<p>前文3段落目 「子どもは、～が保障され、大人は、～必要です」細かな話ですが、文章がわかりづらいので、子どもと大人は文節を分けて書いた方がよいでしょう。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>「子どもは、権利の主体であり、」と「大人は、子どもの権利を守る義務の担い手として、」の対比となる表現として、ご理解ください。</p>
<p>第2条第4号 「地域住民」では分かりづらい。限定的な範囲での一部住民をさす用語と思われかねないため、「町民等」など、わかりやすい用語のほうが良いのではないか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>ご意見として承りました。在住に限らず、町に関係する人を含めるため、「地域住民」という表現を使用しております。</p>
<p>第3条（守られる子どもの権利） 子どもの権利にとって、育ち学ぶ施設（学校教育施設）での権利保障は特に重要なものです。他市町村のように、育ち学ぶ施設における具体的な権利保障を明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします</p>	<p>ご意見として承りました。育ち学ぶ施設が行う役割として第8条にその役割を規定し、第4章において、子どもの権利を保障するために推進する施策について、誰がその役割を担うか規定しています。条例には普遍的な内容を明記し、具体的な行動については、今後計画等の中で検</p>

<p>第4条（共通の役割） 理念条例であることを考えれば、大人の役割における責任は「努める」ではなく、「支援する」「図る」など、強い意志を表明してもいいのでは。</p> <p>第5条（町の役割） 第8条（育ち学ぶ施設の関係者の役割） 保護者の役割、地域住民の役割、事業者の役割では「子どもの権利を理解し」とあるが、町と育ち学ぶ施設の関係者の役割では、その文言がないのはおかしいので、いずれも入れるべき。 あるいは、（共通の役割）として、すべての当事者が「子どもの権利を理解し」との趣旨があるのであれば、条文として、共通の役割を『第4条 大人は、子どもの大切な権利を理解し、保障する。』など、あえて単独で切り出すべきでは。</p> <p>第9条第3項 この項目は、子どもの権利と関係があるのででしょうか。少し違和感を感じます。</p> <p>第11条第2項・第3項 理念条例であることを考えれば、大人の役割における責任は「努める」ではなく、「支援する」「図る」など、強い意志を表明してもいいのでは。</p> <p>第12条第1項 「子どもの最善の利益を優先して考慮する。」は、理念条例であることを考えれば、「子どもの最善の利益を優先する」としてもいいのでは。</p>	<p>原案のとおりとします</p> <p>原案のとおりとします。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>原案のとおりとします。</p> <p>原案のとおりとします。</p>	<p>討してまいります。</p> <p>ご意見として承りました。子どもの権利を保障するためには、町全体で推進する必要があるため、第3章として「大人がしなければならないこと」と規定しております。相互に連携を図り協力しながら子どもの権利を保障する取組につなげてまいります。</p> <p>ご意見として承りました。「こども基本法」においても地方公共団体の責務が明記されており、子どもの権利に関する理解については、町及び育ち学ぶ施設の関係者が理解していることは前提であると承っております。</p> <p>第9条は、事業者の役割を規定したものです。事業者は、子どもが社会の一員という意識を持ち、子どもが社会に参画する機会に対して、できる範囲で協力することを示しています。</p> <p>ご意見として承りました。大人の定義にある人々と相互に連携を図り、協力しながら子どもの権利を保障する取組につなげてまいります。</p> <p>ご意見として承りました。第12条は、子どもに関する施策の推進にあたっては、子どもの意見を聴き、適切に反映することを規定しています。意見の反映については、子どもにとって最も良いことを第一に考えてまいります。</p>
--	--	--

<p>第12条第3項 「支援する」など、強い意志を表明してもいいのでは。</p> <p>第15条第1項 理念条例であることを考えれば、町の責任は「努める」ではなく、「環境をつくる」など、強い意志を表明してもいいのでは。</p> <p>その他 「子ども」という表記には色々な経緯があるのは分かりますが、本来の「子供」を使用できないか、検討して欲しいです。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>原案のとおりとします。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p>	<p>ご意見として承りました。意見を言いにくい状況にある子どもの意見表明については、身近な保護者や関係性が構築されている大人が支援することが必要となります。関係者が相互に連携を図り、協力しながら支援に努めてまいります。</p> <p>ご意見として承りました。保護者が子育てしやすい環境については、必要に応じた支援を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら、構築してまいります。</p> <p>本条例は「児童の権利に関する条約」に基づいているため、18歳未満を「子ども」と表記しております。法律で使用する「子ども」の表記としておりますので、ご理解ください。</p>
--	---	---